

広島市告示第 476 号

令和 3 年 9 月 2 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、中央公園（旧広島市民球場跡地イベント広場に限る。）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市公園条例（昭和 3 9 年広島市条例第 1 8 号）第 1 6 条の 4 第 3 項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定に係る公の施設

中央公園（旧広島市民球場跡地イベント広場に限る。）

2 指定の相手方

広島市中区基町 6 番 7 8 号

NEW HIROSHIMA GATE PARK

代表法人 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

構成法人 大成建設株式会社中国支店

株式会社中国新聞社

株式会社広島バスセンター

広島電鉄株式会社

NTTアーバンバリューサポート株式会社

株式会社NTTファシリティーズ

株式会社シーケイ・テック

株式会社NSP設計

3 指定の期間

令和 5 年 3 月 3 1 日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日まで